

アーチェリー場使用方法に関する注意事項

<共通注意事項>

1. 利用者は、許可を受けた者に限る。
2. 利用者は、許可された目的及び時間以外の使用を禁止する。
3. 競技場内での飲酒、喫煙及び火気の使用は禁止する。
4. 競技場内での飲食は、健康管理上必要となる給水を除き禁止する。
5. 競技場内へ持ち込んだ器具・用具類、不要な物を放置してはならない。
6. 競技場内へ革靴、下駄、スリッパ等で立ち入ることを原則として禁止する。
7. 競技場内への自動車、単車及び自転車の乗り入れを禁止する。
8. 競技場を共同使用する場合は、特に事故防止に注意しなければならない。
9. 施設を損傷する行為や近隣住民に迷惑を及ぼすような行動は、厳に慎まねばならない。
10. 施設・設備品を破損した時は、速やかにスポーツ・健康科学教育研究センターまたは守衛室に届け出ること。
11. 特別警報又は暴風警報が発表された場合は、施設を使用して活動することはできない。施設使用中に発表された場合は、直ちに活動を中断すること。
(注) 本学の特別警報及び暴風警報の場合の授業の取扱いに準ずる。
12. 雷鳴が聞こえる等、落雷発生の可能性が生じた場合、直ちに屋外での活動を中断すること。活動の再開については、安全に十分配慮すること。

<その他注意事項>

1. 暗くなった場合、安全のため必ず照明をつけること。
2. 行射中は練習場内に出入りしないこと。
3. 練習場への出入りは、西側出入口（ゴルフ練習場側）を基本的に使用すること。
4. 練習場内にボール等が入った時は、練習場使用者が居る場合には必ず声をかけること。また、練習者は行射を中断し、安全に留意して対応すること。
5. 西側（公園側）へ向けての行射は禁止する。
6. 弓を置いたまま練習場を離れる時は、必ず弓の弦をはずすこと。
7. 照明を使用する時は、守衛室に申し出ること。
8. 使用後は必ず施錠し、鍵を守衛室に返却すること。
9. 前各号に掲げるもののほか、管理上または運営上、不適な行為はしないこと。

以上の注意事項に違反した時は、以後使用を認めない場合がある。

(平成 27 年 2 月 23 日)